

議案第 29 号

上越市都市計画法施行条例の一部改正について

上越市都市計画法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市都市計画法施行条例の一部を改正する条例

上越市都市計画法施行条例（平成 15 年上越市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条第 2 号中「第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまで」を「第 29 条の 9 各号」に改め、同条を第 3 条とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（法第 33 条第 3 項の規定により条例で緩和する開発区域の面積）

第 2 条 法第 33 条第 3 項の規定により条例で緩和する政令第 25 条第 6 号に規定する公園、緑地又は広場の設置が義務付けられる開発区域の面積の最低限度は、1 ヘクタールとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第 2 条及び第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 42 条第 1 項ただし書及び第 43 条第 1 項の許可について適用し、同日前に申請されたこれらの許可については、なお従前の例による。